資料１　「基本理念・基本方針」の比較表

第五次障害者計画（現行計画）	第六次障がい者計画（次期計画）
【基本理念】互いに人格と個性を尊重し、共に暮らす柏崎	**【基本理念】互いに人格と個性を尊重し、共に暮らす柏崎**
柏崎市第五次総合計画では、健康・福祉分野の基本方針「『健やかさ』をつなぐまちをめざして」の下に、施策の方針として「誰もが安心できる『健やかな』暮らしをつくる」、主要施策として「障がいがあっても、自分らしく暮らせる環境を充実させる」を掲げ、計画を推進しています。 本計画では、「柏崎市第五次総合計画」及び「第三次柏崎市地域福祉計画」との整合を図りながら、障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨や国の基本的な指針に基づき、次のとおり第五次柏崎市障がい者計画の基本理念を定めます。	柏崎市第六次総合計画では、「子育て・健康・福祉」分野の基本方針「健やかな暮らしを育むやさしいまち」における、主要施策として「障害福祉サービスの充実と社会参加の支援」、主要施策の方向性として「①障がいへの理解促進と社会参加の促進」と「②障害福祉サービスの充実」を掲げています。 また、「生活・安全・環境」分野の基本方針「安全安心で快適に暮らせるまち」における、主要施策として「地域防災力・消防力の充実」、主要施策の方向性として「①防災体制の強化」「②防災意識の向上」「③地域防災力の充実」「④消防力の充実・強化」を掲げ、計画を推進しています。 本計画では、「柏崎市第六次総合計画」及び「第五次柏崎市地域福祉計画」との整合を図りながら、障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨や国の基本的な指針に基づき、次のとおり第六次柏崎市障がい者計画の基本理念を定めます。
【基本方針１】お互いが支え合う地域共生社会の推進	**【基本方針１】お互いが支え合う地域共生社会の推進**
社会・経済活動の基盤でもある地域において、社会保障・産業などの領域を超えてつながり、人々の多様なニーズに応えると同時に、資源の有効活用や活性化を実現するという「循環」を生み出していくことで、人々の暮らしと地域社会の双方を支えていく必要があります。	障がいのある人もない人も、地域の一員として互いに支え合う「地域共生社会」の実現を目指します。関係機関の連携と、地域住民の主体的な参加・協働を進めることで、一人ひとりの暮らしと生きがいを地域全体で支える体制を構築します。
【基本方針２】地域生活における生活支援体制の充実	**【基本方針２】地域生活における支援体制の充実**
障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、障がいのある人の個々の状態に応じた日常生活や社会生活を営むための支援を充実していく必要があります。身近な場所で気軽に相談できる体制の充実と障がい福祉サービスの質の向上を図り、地域社会全体で障がいのある人やその家族を支援します。	障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、障がいのある人の個々の状態に応じた日常生活や社会生活を営むための支援を充実していく必要があります。身近な場所で気軽に相談できる体制の充実と障がい福祉サービスの質の向上や地域における提供体制の確保を図り、地域社会全体で障がいのある人やその家族を支援します。
【基本方針３】健康づくりへの支援と療育・教育の充実	**【基本方針３】健康づくりへの支援と療育・教育の充実**
健康づくりに関する施策を実施し、障がいにつながるような疾病の早期発見・重症化予防を推進し健康の維持・増進に努めます。 特別な支援を必要とする子どもが、地域で育つことは、本人の将来の生活を豊かにするだけでなく、障がいを理解し、ノーマライゼーションの理念が育つ環境として重要です。市内の幼稚園・保育園・認定こども園・小中学校と特別支援学校や高等学校などが連携しながら、障がいの早期発見と早期療育、障がいの状況と特性に応じた個性や可能性を伸ばす教育の推進を図ります。	健康づくりに関する施策を実施し、障がいにつながるような疾病の早期発見・重症化予防や精神保健への対応を推進し、健康の維持・増進に努めます。 特別な支援を必要とする子どもが、地域で育ち、ノーマライゼーションの理念が育つ環境を構築するため、市内の幼稚園・保育園・認定こども園・小中学校と特別支援学校や高等学校などが連携しながら、障がいの早期発見と早期療育、障がいの状況と特性に応じた療育・教育の充実を図ります。
【基本方針４】本人の意思を尊重した社会参加の促進	**【基本方針４】本人の意思を尊重した社会参加の促進**
障がいのある人の自立を促進するため、障がいのある人一人ひとりが、その個性を尊重されながら、地域で暮らし、地域社会に参加し、役割を果たすための支援が求められています。 障がいのある人に対する差別などに対応し、権利の擁護や利用するサービスについての情報提供、障がいのある人への理解や共感を醸成する取組が必要です。	障がいのある人がその個性を尊重されながら、地域で暮らしていけるための支援が求められています。障がいのある人に対する理解促進や権利擁護、必要なサービスの情報提供、就労を含む多様な社会参加の機会の確保など、本人の意思を尊重した社会参加の促進を図ります。
	【基本方針５】障がい福祉を支える基盤の強化
	有資格者や夜勤の担い手をはじめとする福祉人材の確保・育成は、事業所の安定的な運営にとって最大の課題となっています。福祉サービスの充実が求められる中、質・量の両面から福祉人材の確保・定着・育成を図るとともに、事業所の安定的な運営基盤を強化していくことが重要です。